

資料 4

学校体育施設開放事業の見直しについて(案)

【事業の目的】

生駒市における社会体育の普及のため、学校の体育施設(体育館及び運動場)を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供する。

【現状の課題】

- ・使用可能団体や使用区分、使用時間帯などの統一ルールがないため公平性が保たれていない
- ・施設使用については台帳で管理を行うなど事務業務が煩雑である
- ・使用団体の使用調整や施設使用時の鍵の受け渡しなど学校(教員)の業務負担を軽減する必要がある
- ・体育館の使用について空調設備の整備により更に光熱水費の増加が予想されるが、施設使用に伴う光熱水費等が学校負担となっている

【課題に対する現在の取り組み】

- [R5]・体育館入口扉の電子錠の設置(モデル校での実施)
- [R6]・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システム導入内容の決定

【現行事業からの変更点】

- ・使用料の設定
- ・使用可能団体の要件の統一や明確化
- ・使用に関する運用ルール、使用区分、使用時間等の設定

【事業開始時期】

- ・令和8年4月1日から

【使用対象校・対象施設】

- ・市内小学校:11校
- ・市内中学校:7校
- ・市内小中学校:1校
…体育館及び運動場

【使用可能団体】

生駒市内に在住、在勤、在学するもので概ね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる非営利団体に限り使用ができる。

使用に際しては、使用する学校の校区に在住、在勤、在学する利用者が半数以上含まれること。

(※市外団体や営利目的団体は使用不可)

●使用者団体の種別(仮称)

[A団体]青少年団体(指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体)

[B団体]地域団体(当該学校区に所在する地域団体) ※PTA、育友会、自治会など

[C団体]一般団体(上記のA及びBに属さない市内活動団体)

【使用対象日】

平日・土日祝日

※ただし、学校行事日を除く

【対象となる活動】

- ・使用可能団体が実施するスポーツ活動
- ・学校部活動の地域移行に関する活動

【使用対象時間区分】

[体育館]

平日(小学校)	—	—	—	16時～21時
平日(中学校)	—	—	—	18時～21時
休日(小中学校)	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時

[運動場]

平日(小学校)	—	—	16時～21時
平日(中学校)	—	—	18時～21時
休日(小中学校)	9時～13時	13時～17時	17時～21時

※5月1日～8月31日の期間(薄暮使用)の運動場の使用は原則として19時までとする。

19時以降の運動場の利用を希望する場合は、使用団体と別途協議を行う。

【使用予約方法】

予約システムでの事前予約

※学校施設の使用を希望する団体の登録

※学校体育施設使用可能団体の内、A団体及びB団体は、翌年度の年間使用希望日を毎年12月に教育委員会に提出し、調整会議を行う。

※学校施設を使用することが望ましい既存利用団体の活動と、学校部活動の地域移行に関する活動を優先して使用に関する年間調整を行う。(同団体の使用は原則として1週間に2回までとする)

※C団体及びA団体とB団体の年間調整分以外で使用を希望される場合は、使用日の2ヶ月前の同日からシステムなどで予約受付を開始

【スケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運用ルール	・新たな運用ルールの検討	・既存使用団体への運用ルール見直しの説明会(7月頃) ・学校体育施設開放事業条例の設置(12月定例会) ・使用料等を含む新たな運用ルールや条例内容等の周知(1月～)	新たな運用ルール開始(4月～)
予約システム		・予約システムの構築 ・システムのテスト運用(11月～)	予約システム利用開始(4月～)
鍵の受渡し (体育館 入口扉)		・電子錠の設置	・電子錠の活用